

白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第9条及び第10条関係（選挙運動用ビラの作成の公営）

議会議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	8円38銭	7円73銭

(2) 第13条関係（選挙運動用ポスターの作成の公営）

議会議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

【印刷費】

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	586円88銭	541円31銭

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 適用区分

改正後の白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。